

## 臨地実習等における個人情報取り扱いに関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立鶴舞看護専門学校の学則第35条の規定により、本校の個人情報の取り扱いに関し、守らなければならない事項について定める。

2 本校の学生は、個人情報の保護に関する法に基づく患者情報の取り扱いに関する制度と法の遵守・社会的責任ある行動を取らなければならない。もし、情報を第三者に洩らした場合は、人権に関わる問題に発展するおそれがあると自覚すること。自分と関わりをもった患者・家族、実習施設、教員、クラスメイトの個人情報を守秘しなければならない。看護師資格を持たない学生であっても次事項の法に抵触する。

- (1) 一般倫理上の守秘について
- (2) 保健師助産師看護師法第42条の2における守秘義務について
- (3) 個人情報保護法施行に伴う守秘義務について
- (4) 自己責任について

(会話の制限)

第2条 会話の制限に関して次の事項を定める。

- (1) 更衣室、電車、バス、タクシー内で実習に関する会話
- (2) 患者・家族の個人情報に関するメール、FAX、ブログ等のやりとり
- (3) 実習施設の指導者、教員、クラスメイトの個人情報に関する会話

(個人情報を最小限にするための配慮)

第3条 個人情報を最小限にするための配慮に関して次の事項を定める。

- (1) 対象者の匿名化
  - 患者氏名:暗号化(例:A氏、B氏など)とする
  - 生年月日:記載しない
  - 年齢:原則として年代のみとする(例:70代)
  - 住所:記載しない
  - 職業:原則として職種のみ(例:事務職、営業職、高校生など)を記載することとし、勤務先・施設名は記載しない
  - 家族構成:性別、同居人、重要他者のみ記載する
- (2) 保健医療福祉に関わる施設名は記載しない(記載例:A病院、B施設)
- (3) その他、看護実践に関係しない情報はむやみに記録しない。

(誓約書について)

第4条 個人情報を最小限にするための配慮に関する規程について、次の事項を定める。

- (1) 個人情報の取り扱いに関する誓約書を基礎看護学実習Ⅰが開始する前に校長に提出すること。
- (2) 実習施設より学生個人の誓約書を求められた場合は、実習調整者の指示のもとに誓約書を施設へ提出する。

(学生の個人情報)

第5条 学生の個人情報に関する規程について、次の事項を定める。

- (1) 学生の成績や特性など、学生の履修が効果的であると判断した場合に熟慮のうえ指導者に情報を提供することがある。その際、個人情報はあくまでも学修効果を上げるためだけに提供 する。
- (2) 健康状態に関する情報については、学生に有益と判断される場合のみ、学生の同意を得た上で施設に情報を提供することもある。

(記録物の紛失を防ぐための対応)

第6条 学生の個人情報に関する規程は、実習に先立って全体オリエンテーション及びフロアオリエンテーションを受けて次の事項を定める。

- (1) ファスナー付きの記録物の入れ物(学校指定)を用意し、所定の場所(施設、学校、自室)以外では開けない。
- (2) ユニホームのポケットには、個人情報となるノートタイプのメモ帳以外は入れない。実習終了毎に

シュレッダーにかけて処分をするかハサミで刻むこと。

- (3) カンファレンス資料はできるだけ自宅で印刷するか止むを得ずコピーする際は学校や施設のコピー機で行う。仕損じたコピーはシュレッダー若しくはハサミで刻むこと。
- (4) カンファレンス資料の作成に、CAI 室のパソコンを使用した場合は、ハードディスクにデータを残さず、USB 等の記憶媒体に保存し、各自の責任のもとで保管する。実習終了後、各自の責任で速やかに消去する。

(実習記録物の処理)

第7条 実習記録物の処理に関する規程は、次の事項を定める。

- (1) 実習で使用した学習ノート・USB 等の処分については、シュレッダー等を利用し、自己責任で裁断処理する。

(記録物紛失時の対応)

第8条 実習記録物紛失に関する規程は、次の事項を定める。

- (1) 記録物(メモ用紙含む)を紛失等発生した場合は、速やかに学校・担当・指導者へ報告し指示に従うこと。
- (2) 実習に関するオリエンテーション【ガイダンス】別添参照  
事故発生時の対応に基づき、「インシデント」を作成し、看護学科長に提出する。

(診療記録と個人情報へのアクセス)

第9条 診療記録の取り扱いと個人情報へのアクセスは、次の事項を定める。

- (1) 紙媒体 実習施設の記録物(カルテ等)を閲覧するときは、必ず実習指導者及び実習担当教員の下承を得る。また、個人情報に関する書類の閲覧は施設内のみとし、施設外には一切持ち出さない。
- (2) 電子媒体 学生にアクセス権がある場合は、実習施設で決められたアクセス方法を遵守する。学生にアクセス権がない場合は、アクセス権のある指導者(または実習担当教員)の監督のもとで閲覧する。
- (3) 電子テキスト 電子テキストの実習施設への持ち込みや使用方法は、施設の指示に従う。施設内での ipad の使用は電子テキストの閲覧のみとする。

(実習記録の開示)

第10条 実習記録の開示に関する規程は、次の事項を定める。

- (1) 個人情報保護法第28条に「当該本人が識別される保有個人データの開示」が定められていることや、患者もしくは家族から同意書を交わして実習をしていることを踏まえると、学生の実習記録の開示を求められた場合には応じなければならないこともある。
- (2) 一方、学生は学習途上であり情報把握や判断等は未熟さを伴うので、開示を求められた場合であっても施設と学校で協議し対応する為、個人行動は絶対に慎むこと。

(附 則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。